

公立大学法人大阪研究代表者等特別手当規程

制 定 令和 5. 9. 28 規程 200

最近改正 令和 8. 3. 30 規程 75

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪公立大学年俸制教員給与規程第 23 条の規定に基づき、同規程の適用を受ける年俸制教員（以下「年俸制教員」という。）に支給する研究代表者等特別手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的研究費 省庁等の公募により競争的に獲得される資金で研究に係るものをいう。
- (2) 直接経費 競争的研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的研究費を獲得した研究者が使用する経費をいう。
- (3) 研究代表者等 競争的研究費の交付の対象となる研究において、当該研究を代表して行う本法人の教員及び当該研究を分担して行う本法人の教員をいう。

(支給額等)

第 3 条 研究代表者等特別手当の支給額は、当該手当の支給日が属する年度において、自らが研究代表者等である研究に係る競争的研究費の直接経費から当該研究代表者等の人件費として支出した額の 5 分の 4 に相当する額を超えない範囲内で、当該研究代表者等が指定した額とする。ただし、当該研究代表者等の人件費を支出する競争的研究費が 2 以上の場合にあつては、それぞれの競争的研究費について支給額を算出するものとする。

- 2 研究代表者等は、研究代表者等特別手当の支給日が属する年度の 12 月末日までに、所定の方法により前項に定める支給額の指定を行わなければならない。
- 3 大阪公立大学年俸制教員給与規程第 24 条に定める休職等となった年俸制教員のその間の研究代表者等特別手当は、第 1 項に定める額の全額を支給する。

(支給日)

第 4 条 研究代表者等特別手当の支給日は、3 月の給与支給日（公立大学法人大阪教職員給与規程第 52 条第 2 項に定める給与の支給日をいう。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、支給日前に年俸制教員でなくなった者に係る研究代表者等特別手当については、当該年俸制教員でなくなった日以後速やかに支給するものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7. 7. 30 規程 260）

この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8. 3. 30 規程 75）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。